

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

自主点検表の改定について

監査指導課

障害福祉サービス事業者自主点検表とは・・・

障害福祉サービス事業者が、自らの事業所について指定・運営基準及び介護給付費等の算定要件を満たしているかを自主的に点検するためのもの。

基準及びこれまでに厚生労働省から示された解釈通知・Q&A等の主な内容を盛り込んだうえ、各項目のチェックポイントを示し、事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法等についての点検・評価を行うことができるもの

★令和6年度改定(居宅介護等)

指定障害福祉サービス事業者 自主点検表 表紙

サービス種別名	法人名	事業所名
点 検 年 月 日		
年 月 日 (前回点検年月日: 年 月 日)		
点検実施者	事業所管理者	法令遵守責任者(業務管理体制)

<留意事項>

- 点検表の記入にあたっては、右端(自主点検結果欄)の「適」「不適」にチェックを入れてください。
- 根拠法令は根拠、確認文書については文書で表示します。

<主な用語の略称について>

- 法(法律)・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 施行令(政令)・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)
- 施行規則(省令)・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)
- 平18厚令171・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び(指定基準)運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)【人員・設備・運営基準】
- 平18厚告523・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉(報酬)サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)【報酬告示】
- 市条例・・・京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第38号)

自主点検表

▪ [W 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護\(DOC形式, 908.50KB\)](#)

▪ [W 療養介護\(DOC形式, 455.00KB\)](#)

▪ [W 生活介護\(DOC形式, 698.50KB\)](#)

▪ [W 短期入所\(DOC形式, 631.00KB\)](#)

▪ [W 重度障害者等包括支援\(DOC形式, 381.00KB\)](#)

▪ [W 自立訓練（機能訓練）\(DOC形式, 589.00KB\)](#)

▪ [W 自立訓練（生活訓練）\(DOC形式, 762.00KB\)](#)

▪ [W 就労移行支援\(DOC形式, 598.50KB\)](#)

▪ [W 就労継続支援A型\(DOC形式, 678.00KB\)](#)

▪ [W 就労継続支援B型\(DOC形式, 661.00KB\)](#)

▪ [W 就労定着支援\(DOC形式, 354.50KB\)](#)

▪ [W 自立生活援助\(DOC形式, 372.50KB\)](#)

▪ [W 共同生活援助（グループホーム）\(DOC形式, 763.00KB\)](#)

▪ [W 障害者支援施設等（施設入所支援）\(DOC形式, 688.00KB\)](#)

▪ [W 地域移行支援\(DOC形式, 327.50KB\)](#)

▪ [W 地域定着支援\(DOC形式, 99.50KB\)](#)

今回、居宅介護等について、内容の更新に併せて様式を大幅に改定しました。

その他のサービスについては、内容を最新版に順次更新しています。

第1 基本方針

主眼事項	着眼点	根拠法令/確認文書等	自主点検結果
4 サービス共通 → 「4 サービス」とは、(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)のことを指します			
1 基本方針	4 サービス共通 (1) 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	根拠平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□ 適 □ 不適
<利用者数> (年 月 日)	4 サービス共通 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	根拠平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項 文書 運営規程・個別支援計画等	□ 適 □ 不適
居宅介護 : 重度訪問介護 : 同行援護 : 行動援護 : (訪問介護) : (移動支援) :	4 サービス共通 (3) 管理者及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないか。また、運営について、京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。	根拠平 25 市条例第 4 条第 1 項 根拠平 25 市条例第 4 条第 2 項	□ 適 □ 不適
	●指定居宅介護 (4) 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠平 18 厚令 171 第 4 条第 1 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□ 適 □ 不適 □ 該当なし
	■指定重度訪問介護 (5) 重度の身体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠平 18 厚令 171 第 4 条第 2 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□ 適 □ 不適 □ 該当なし
	▲指定同行援護 (6) 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠平 18 厚令 171 第 4 条第 3 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□ 適 □ 不適 □ 該当なし
	★指定行動援護 (7) 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠平 18 厚令 171 第 4 条第 4 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□ 適 □ 不適 □ 該当なし

4サービス共通→「4サービス」とは、(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)のことを指します。

1 基本方針	4サービス共通 (1) 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	根拠 平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□適 □不適	
<利用者数> (年 月 日 時点)	4サービス共通 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	根拠 平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項 文書 運営規程・個別支援計画等	□適 □不適	
居宅介護 : 人		根拠 平 25 市条例第 4 条第 1 項 根拠 平 25 市条例第 4 条第 2 項	□適 □不適	
重度訪問介護 : 人		●指定居宅介護 (4) 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠 平 18 厚令 171 第 4 条第 1 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□適 □不適 □該当なし
同行援護 : 人		■指定重度訪問介護 (5) 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠 平 18 厚令 171 第 4 条第 2 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□適 □不適 □該当なし
行動援護 : 人		▲指定同行援護 (6) 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠 平 18 厚令 171 第 4 条第 3 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□適 □不適 □該当なし
(訪問介護) : 人		★指定行動援護 (7) 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	根拠 平 18 厚令 171 第 4 条第 4 項 文書 運営規程・個別支援計画・ケース記録	□適 □不適 □該当なし
(移動支援) : 人				

主眼事項		着眼点										根拠法令／確認文書等		自主点検結果		
サービス提供責任者の資格要件		根拠 平18障発第1206001第三の1(2)②・④、平18障発第1206001第三の1(6)②、 平18障発第1206001第三の1(7)② 文書 従業者の資格証												☐ 適 ☐ 不適 ☐ 該当なし		
サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修課程修了者等(各研修に相当する研修を含む)										その他	実務要件	経過措置	
			居宅介護職員初任者研修	課程(旧)居宅介護従業者養成研修(1級)(※7)	課程(旧)居宅介護従業者養成研修(2級)	介護職員初任者研修	(旧)介護職員基礎研修	(旧)訪問介護員(1級)	(旧)訪問介護員(2級)	行動援護従事者養成研修(※1)	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科				
居宅介護	○	○	○		※2	※2	○	○	※2							
重度訪問介護	○	○	※2	○	※2	※2	○	○	※2				※5			
同行援護	※6	※6	※2 ※6	※6	※2 ※6	※2 ※6	※6	※6	※2 ※6			○				
行動援護	※4	※4	※2 ※4	※4	※2 ※4	※2 ※4	※4	※4	※2 ※4	※3	※3			※3	※4	
※1 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。 ※2 実務経験3年以上。(ただし、看護師等については当該実務経験を要件としない) なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。 ※3 知的障害者(児)、精神障害者の直接支援業務に3年以上従事した者。 ※4 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者(児)、精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。 ※5 サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者。 ※6 同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)の修了者。 ※7 看護師等の資格を有する者については、当該研修(1級課程)を修了したものと取扱って差し支えない。																

主眼事項	着眼点	根拠法令／確認文書等	自主点検結果
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	4サービス共通 (1) サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか 4サービス共通 (2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか	根拠平18厚令171第17条第1項 文書個別支援計画・ケース記録	□適 □不適
10 身分を証する書類の携帯	4サービス共通 (1) 従業者に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか ※身分証には指定事業所の名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	根拠平18厚令171第18条 文書現物確認	□適 □不適
11 サービスの提供の記録	4サービス共通 (1) サービスを提供した際に、当該指定サービスの提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか ◎ 記録が必要な事項 ア 当該指定サービスの提供日 イ 内容（例えば居宅介護においては、身体介護と家事援助の別等） ウ 実施時間数 エ 利用者負担額 等 □身体介護、家事援助、同行介護、行動介護、移動支援等複数のサービスを提供している場合、明確に区分して記録しているか（混在してないか） (2) サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか □サービス提供実績記録票を作成し、利用者からの確認（押印またはサイン（しちチェックも可））を得ているか	根拠平18厚令171第19条第1項 文書サービス提供の記録 根拠平18厚令171第19条第2項 文書サービス提供の記録・サービス提供実績記録票	□適 □不適 □適 □不適
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	4サービス共通 (1) 利用者負担額以外に支給決定障害者等に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限定されているか □あいまいな名目による徴収や、各利用者から一律に徴収していないか	根拠平18厚令171第20条第1項 文書適宜必要と認める資料	□適 □不適 □該当なし

おわりに

○令和6年度版については、更新が完了したサービスから順次ホームページに掲載しております。

○国からのQ&A等の発出等により、後日必要な改訂を行う場合があります。

自主点検表については、少なくとも年に1回以上、定期的に点検を実施してください。